

別表第2 事業実施基準

1. 事業の実施基準

- (1) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業をこの事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。
- (2) 県の他の補助事業として採択された事業又は該当すると判断されるものについては、この事業においては採択しない。

なお、集落営農活性化プロジェクト促進事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）及び集落営農連携促進等事業実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第3212号農林水産事務次官依命通知）に該当する事業については、不採択になった場合又は当該事業を実施できない正当な理由がある場合に限り、この事業において受け付けることができるものとする。

- (4) 整備する機械等の規模決定にあたっては、成果目標の目標年度における機械等の利用計画及び既存の施設等の利用状況を根拠とした客観的な資料により確認するものとする。ただし、別表第3の規模決定根拠の算定基準を満たす計画の場合は、この限りではない。

機械等の整備にあたって、受益面積には組織等が既に所有する機械等の受益地は含まないものとする。ただし、ハード事業のうち経営維持支援を活用する場合を除く。

2. 事業の採択基準

- (1) 事業の実施にあたっては、集落営農等の活性化に関する成果目標を3項目以上設定するものとする（事業実施主体が市町村であり、ソフト事業のうちステップアップ推進を活用する場合を除く）。
- (2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度から起算して3年度目とする。
- (3) 事業の採択は、設定した目標の合計点数の高いものから順に採択する（ただし、ソフト事業（ステップアップ推進）は優先的に採択する）。なお、目標の合計点数が同じ点数であった場合は、事業区分の順で採択することとし、ソフト事業（ステップアップ推進を除く）、ハード事業のうち特別承認支援、法人設立支援、規模拡大支援（組織間連携）、組織設立支援、規模拡大支援（組織間連携を除く）、経営維持支援の順で採択する。

3. 補助対象とならない経費

事業区分	補助対象外経費
ハード事業	ア 機械等の維持管理に要する経費（修繕費、電気代、水道代等） イ 機械等の解体処分費及び撤去処分費 ウ 機械等の設計費、監理費及び許認可にかかる申請費 エ 用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費 オ 機械等の法定耐用年数がおおむね5年以上でないもの カ 既存の機械等の機能が強化されない単純更新 キ 施設等の改築等において、その改築等によって機能が強化され

	<p>ないもの（老朽化した既存施設をそのまま改修する場合等）</p> <p>ク 個人の使用若しくは汎用性が高く目的外使用のおそれのある機械等（組織の農業経営において真に必要であり、他目的に使用されることがなく、導入後の適正利用が確認できる場合を除く）</p> <p>ケ アからクまでのほか、補助することが適当であると認められない経費</p>
ソフト事業	職員の旅費、人件費、コピー代等の経常的な経費